

借地借家法 事業用定期借地権 宅建 H07-12-3 《#639》**【問】 正誤をつけよ。**

事業用定期借地権は、専ら事業の用に利用される建物の所有を目的としているので、住宅を建てるために設定することはできないが、住宅賃貸の事業者が賃貸マンションを建てる場合には、設定することができる。

【答え】 誤り**《ポイント》 事業用定期借地権等 【★基礎必須】**

	期間	目的	法定更新	建物	書面
事業用 定期借地権	10年以上 50年未満	専ら 事業用	なし	10年以上 30年未満 買取請求権なし	公正証書 必要
				30年以上 50年未満 特約で買取請求なしと 定めることができる	

(借々法 23 条)